

ジャドママークの使用に関する規則

(総則)

第1条 公益社団法人日本通信販売協会（以下「本会」という。）は、本会のシンボルマークであるジャドママークの使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本規則は、ジャドママークに関する運用及び使用方法を定め、本会の名義及びジャドママークを広く一般消費者に周知することにより、非会員との差別化を図るものとする。

(使用資格)

第3条 本会の会員のうち、正会員のみがジャドママークを使用することができる。

- 2 正会員は、正会員の権利を取得し、本会事務局よりジャドママークのデータファイルを送付されたときからジャドママークを使用することができる。
- 3 賛助会員は、ジャドママークを使用することができない。

(使用範囲)

第4条 正会員は、原則として通信販売の広告媒体にジャドママークを使用することができる。

- 2 ジャドママークは、広告媒体以外では自社の名刺等に使用することができる。その際には、本規則の定めを遵守するものとする。
- 3 ジャドママークは、商品やそのパッケージに使用することができない。
- 4 ジャドママークは、媒体を問わず、一般消費者がわかりやすい場所に掲載しなければならない。
- 5 正会員は、事務局より送付するジャドママークのデータファイルからロゴを正確に複製し、原則として「公益社団法人日本通信販売協会会員」との文言と一体化して使用することとする。
- 6 正会員は、ジャドママークの使用に際して、本会へ届け出た正式な事業者名を列記するものとする。
- 7 本会は、ジャドママークの使用に関して別に遵守事項を定めることができる。

(表示の制限)

第5条 ジャドママークの使用に際しては、会員であることの表示以外は認められないものとする。ただし、本会が特に付記する文言を依頼したときはこの限りではない。

- 2 正会員は、商品、権利及び役務や広告内容等を本会が認定を与える、または保証するような表現を用いるなど、一般消費者に対して誤認、誤解を与えるおそれのある表現をしてはならない。

(使用停止)

第6条 本会を退会した者は、速やかにジャドママークの使用を中止し、ジャドママークのデータファイルを削除しなければならない。

(使用状況の調査)

第7条 本会は、会員によるジャドママークの使用状況について、本規則が遵守されているか、調査することができる。

2 会員は、前項の規定による求めがあったときは、正当な理由もなく、これを拒んではならない。

3 本条1項の調査によって、本規則の違反があったときは、会員は本会の指示に従わなければならない。

(条項の解釈)

第8条 本規則について解釈上疑義が生じたときは、本会と会員が協議の上、決定する。ただし、協議が整わないときは、会員は本会の意見に従わなければならない。

附則

- 1 ジャドママークに係る商標権等の権利は、本会が保有している。
- 2 本規則は、公益社団法人の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 3 平成18年4月1日の附則はこれを廃止する。
- 4 平成30年7月12日改正
- 5 令和3年11月11日改正
- 6 令和5年11月21日改正

〔第4条第7項に基づき定める遵守事項〕

正会員は、ジャドママークを使用するときは、事務局より送付されたジャドママークのデータファイルからロゴを正確に複写して使用するとともに、次の事項を遵守するものとする。

- 1 ジャドママークの大きさは、データファイルの最小サイズよりも、原則として縮小して使用しないこと。
- 2 ジャドママークは原則として、黒色を使用すること。
- 3 ジャドママークを使用する場合は、視認性を保持すること。またデータファイルの縦横比を保持すること。
- 4 ジャドママークをECサイトに掲載する場合は、原則として「公益社団法人日本通信販売協会」のホームページをリンクすること。